

## 告示第18号

景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する景観計画を変更したので、同法第9条第8項において準用する同条第6項の規定により次のとおり告示し、当該変更後の景観計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年4月17日

令和8年 4月17日  
和束町長 馬場 正実



記

- 1 景観計画の名称  
和束町景観計画
- 2 景観計画の変更の概要  
重要文化的景観選定予定の範囲として地区区分に「なりわい景観地区」を新設  
文化的景観の調査結果を踏まえた和束町の景観特性の記載の充実
- 3 効力の発揮する日  
令和8年4月17日
- 4 縦覧場所  
和束町大字釜塚小字生水14番地2 和束町役場1階  
まちづくり応援課